

## 54—11 P

**特許協力条約に基づく外国語国際特許出願  
に係る訂正審判**

1. 平成7年6月30日以前に出願された外国語国際特許出願に係る訂正審判は、特許無効審判（特 § 123①）又は外国語国際特許出願固有の理由に基づく特許無効審判（平6法改正前特 § 184の15①）が特許庁に係属するときは請求することができず、また、特許無効審判又は外国語国際特許出願固有の理由に基づく特許無効審判により全ての請求項について無効にされた後は、請求することができない（平6法改正前特 § 184の15④、平5附 § 4②、平5整備政令 § 2、旧実 § 48の12②）。

（改訂H27.2）